

港湾作業船仕様書

1. 適用

南大東港に配備する 10m 型港湾作業船の仕様を示すものである。

本船の設計、建造は、下記の法規に基づく港湾作業船とする。日本小型船舶検査機構をはじめ関係官庁等の検査を受け、検査証書等を受有することを要する。なお、航行区域は限定沿海（20 海里以内の水域）とする。

適用規格及び基準

- (1) 船舶法および同法施行細則
- (2) 船舶安全法および同法施行細則
- (3) 小型船舶安全規則
- (4) 海上衝突予防法および同法細則
- (5) 日本工業規格
- (6) その他の関係法令、規則、基準

仕様書に記載されていないものであっても、法規により定められているものや、本船の運行上当然必要となるものは装備すること。

2. 品目及び数量

港湾作業船 1 隻

3. 納入期限

令和 9 年 3 月 31 日（水）とする。

4. 納入場所

南大東村（南大東港指定岸壁渡し）

※那覇市から南大東港への輸送費は受注後、港湾事業者と調整の元、決定する。

5. 入札条件

入札参加業者は、納入期限内に当該仕様内容が全て速やかに履行出来、且つ以下に示す対応が取れること。

- (1) 技術者若しくは直属のメンテナンス要員が沖縄県内に常駐し、工事期間の責任管理は勿論、その後に於いてもトラブル等応急性の事態が発生した場合、即時対応出来る体制を有していること。
- (2) 入札者においては、納入する物品に係わるアフターサービス・メンテナンス・修理・物品供給等責任を持って速やか、且つ円滑に行える組織体制にあること。

(3) 契約後、納期までに工事を完了し、試運転、本運転が出来ること。

納入検査時に各入札条件を満たさないと判断指摘された場合には、速やかに仕様書記載品目に取り替える責務を負うこと。

(4) 納入 30 日以前に、日程・作業工程・引渡し可能予定日を含めた納入工程計画書を提出する。

(5) 納入時の施設整備、機器破損事故及び納入者の事故障害等の改善復旧処理は全て納入者が速やかに行なうものとする。

(6) 本船の建造過程で必要のあるときは甲が行なう監督並びに検査を受けられること。

(7) 本船の建造に当たり、工事着手前に承認図を提出し、甲の承認を受けること。

(8) 本船建造完了後、30 日以内に完成図書を提出すること。

6. 仕様

港湾作業船 1 隻

船型	アウトドライブ船型（ハードトップ仕様）
船質	FRP 単板
全長	10m 程度
全幅	3m 程度
全深	1m 程度
エンジン馬力	125KW（170PS）以上（ディーゼルエンジン）
総トン数	3 t 未満
推進装置	スターンドライブ式
航行区域	限定沿海
定員	7 名以上

(1) 本作業船はクレーンで吊り上げることがあることから、船体吊り上げ金具附属を装備することとし、吊り上げに耐えられる強化型船体にすること。

(2) 船体及び付属品には防錆塗装を施すこと。

(3) 法定備品も装備すること。

港湾作業船艀装仕様明細

艀装項目

- (1) 航海灯(ブリッジサイド取付) 白灯(SUS マスト・船尾取付)
- (2) LED 作業灯 (サーチライト)
- (3) カラーGPS プロッタ(水深 200m表示範囲のもの)※係船ブイなどの取付などに使用
※航海計器ボックス(ブリッジ内埋め込み式)
- (4) オモテビット (SUS90 角 天板付)
- (5) トモ部はポップアートクリート
- (6) FRP 増圧加工、強度試験 (合格済のもの)
- (7) 吊上げ金具(4点吊り) 船側面にステン板を挟み込む※角度 45 度
(メーカーで強度テストされたもの。従来のものに更に強度増したもの)
- (8) 1 連フラッシュハッチ (物入れロープ等)
- (9) ステムバンド取付 (スレ止め) 下部オーバーレイ施工
- (10) 2 次防舷材 SUS ボルト止め
- (11) スタンレール(デドモより)、バウレール(両舷)取付 (SUS)
- (12) アイストラップ(フェンダー掛 6 ヶ所)
- (13) ハンドレール取付(ブリッジ前方及び側方取付)
- (14) JET ウォーターロック取付
- (15) 法定備品一式

※上記仕様は製品を指定するものではない。

7. 諸表示

- (1) 船首両舷、船尾に船名を記入する。
(文字の書体、大きさについては別途、甲より指示する。)
- (2) 船尾に船籍港を記入する。
- (3) J C I から発行された船舶検査済票、登録票等をブリッジ外側面に貼る。
- (4) 最大搭載人員、救命胴衣格納場所を表示する。

8. 試験

- (1) 本仕様書により要求された主要機械類・計器類は試験を行う。また、必要に応じ監督員の立会いを要すること。
- (2) 本船製造後、検査官及び監督員立会いのもとに吊り上げ試験、速力試験、操舵試験、他各装置の作動試験を行うこと。

9. 登録関係

- (1) JCI（日本小型船舶検査機構）の船舶検査は受注者で対応することとし、その検査費用は業務に含まれる。
- (2) JCI の船舶検査に合格した際には、船舶検査証書、船舶検査手帳及び船舶検査済票の写しを提出すること。

10. 納入

検査機関の行う検査に合格し、船舶検査手帳の書類を完備したうえで、甲が指定する検査員の立ち会いのもと、検査結果合格と認めた時に引き渡しを完了する。

11. 提出図書

名称	承認図書（各 3 部）	完成図書（各 3 部）
一般配置図	○	○
機関室配置図	○	○
トン数計算書	○	○
電気系統図		○
諸試験成績表及び諸証明成績書類		○
海上試運転成績書		○
諸機器取扱説明書及び保証書等		○

12. 補償事項

納入された本作業船が次の各号に該当する場合には、甲は期限を指定して無償で他の良品（部品を含む）との取り替え、もしくは修理などを請求できるものとする。

- ① 納入後 1 年以内で船体を構成する部品、材料または構造にその製作上の欠陥を認めたとき。
- ② 納入後 1 年以内に、隠れた瑕疵が発見されたとき。
- ③ 保証サービスの規定が前項①・②の条件を上回る場合は、その定めによる。

13. 問い合わせ

この仕様書の内容について不明な点がある場合は、書面により沖縄県土木建築部港湾課の担当職員に速やかに照会すること。